

## 船橋市事業継続支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の持続化給付金の給付対象とならない事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、制度の狭間にある事業者の事業継続を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「従業員」とは、船橋市事業継続支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が常時雇用し、解雇する際に労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく予告を必要とする者で、かつ主として市内事業所に従事する者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。ただし、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員の数が2,000人以下であること。
- (3) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までの間の前年同月と比した売上高減少率が各月とも50%未満で、かついずれか一月が20%以上であること。ただし、開業後間もない等で、売上高を前年同月と比較することが出来ない場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
  - ア 令和元年12月以前に開業した者にあつては、同年12月以前の任意の一月と、令和2年1月から申請日の属する月の前月までの任意の一月の売上高を比して20%以上減少していること。
  - イ 令和2年1月以降に開業した者にあつては、開業時に計画していた一月当たりの売上高と、同年1月から申請日の属する月の前月までの任意の一月の売上高を比して20%以上減少していること。
- (4) 申請日時点で国の持続化給付金の給付対象者でないこと。
- (5) 法人にあつては、船橋市法人市民税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、法人設立等申告書を提出していること。

- (6) 個人事業主にあつては、事業収入（売上を給与所得又は雑所得として処理している場合を含む）を得ていること。
  - (7) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
  - (8) 過去に助成金の交付を受けたことがないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
  - (2) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
  - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者
  - (4) その他市長が適当でないとする者  
（助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 従業員の数が4人以下の場合又は従業員の数を確認できる書類を提出しない場合 20万円
- (2) 従業員の数が5人以上9人以下の場合 30万円
- (3) 従業員の数が10人以上14人以下の場合 40万円
- (4) 従業員の数が15人以上の場合 50万円  
（交付申請）

第5条 申請者は、船橋市事業継続支援助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2号から第4号までに規定する額で交付申請する場合にあつては従業員の数を確認できる書類
- (2) 法人にあつては、船橋市法人市民税の確定申告を行っていること又は法人設立等申告書を提出したことを確認できる書類
- (3) 個人事業主にあつては、所得税の確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類
- (4) 助成金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理した時は、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を船橋市事業継続支援助成金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を船橋市事業継続支援助成金交付決定取消通知書(第3号様式)により取消しを通知し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市事業継続支援助成金返還命令書(第4号様式)により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 国の持続化給付金を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(特例)

第8条 市長は、助成金の目的を踏まえ、速やかに助成金の支払いを行う必要があることから、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 船橋市予算会計規則(平成26年規則第59号)第58条第5項第17号の規定により、請求書を省略する。
- (2) 市税滞納者に対する行政サービス取扱要領に規定する市税納付確認を不要とする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

第1号様式

船橋市事業継続支援助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

本社等の所在地	
法人名称	
代表者役職	
代表者氏名	

<この申請に関する連絡先>

担当者氏名	
電話番号	
Email	

船橋市事業継続支援助成金の交付について、下記事項に虚偽が無いことを誓約のうえ申請します。

記

1. 確認事項 ※該当するものチェックしてください(全て該当する必要があります)

<input type="checkbox"/> 国の持続化給付金の給付対象者でないこと。 ※ 本助成金支給後に、持続化給付金の給付要件を満たし給付を受けた場合は、本助成金の返金が必要となります。
<input type="checkbox"/> 令和2年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員の数が2,000人以下であること。
<input type="checkbox"/> 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
<input type="checkbox"/> 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/> 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体でないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

2. 市内に有する事業所について

①事業所名・店名	
②所在地	
③開設年月	
④事業内容・業種	

※ 市内に複数の事業所を有する場合は、もっとも開設時期が古い事業所についてご記入ください。

3 交付申請額（該当するものにチェックしてください）

<input type="checkbox"/> ①市内事業所に従事する従業員数が4人以下の場合 又は従業員数を確認できる書類を提出できない場合	金200,000円
<input type="checkbox"/> ②市内事業所に従事する従業員数が5～9人の場合	金300,000円
<input type="checkbox"/> ③市内事業所に従事する従業員数が10～14人の場合	金400,000円
<input type="checkbox"/> ④市内事業所に従事する従業員数が15人以上の場合	金500,000円

※ 従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、代表者本人、会社役員、同居親族及び日々雇い入れられる者（1カ月を超えて継続雇用される場合を除く）等を含みません。

※ ①を選択した場合を除き、従業員数を確認できる書類を添付してください。

4 振込先口座

金融機関名		金融機関コード(4ケタ)	
支店名		支店コード(3ケタ)	
預金種目			
口座番号(7ケタ)			
口座名義人			
口座名義人(カナ)			

※ 口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座に出来ない場合は、代表者印を押印した委任状を添付してください。

5 売上高減少率（市外事業所分を含む全体の売上高）

① 令和2年1月～申請前月の中で、前年同月と比較して最も売上高減少率が大きかった月		月
② ①の月の令和2年の売上高		円
③ ①の月の令和元年（平成31年）の売上高		円
④ 売上高減少額（③－②）		円
⑤ 売上高減少率（④／③）		%

※ 開業後1年未満等で売上高を前年同月と比較できない場合は、以下のアとイを比較して、売上高減少率が最も大きくなるイの月を①に、アの月の売上高を③に記入してください。

➤ 令和元年12月以前に開業した場合は、「ア 同年12月以前の任意の一月」「イ 令和2年1月～申請日の前月の任意の一月」

➤ 令和2年1月以降に開業した場合は、「ア 開業時に計画していた一月当たりの売上高」「イ 令和2年1月～申請日の前月の任意の一月」

6 添付書類

- 従業員数を確認できる書類（「3 交付申請額」で①をチェックした場合を除く）
- （法人の場合）船橋市法人市民税の確定申告を行っていること又は法人設立等申告書を提出したことを確認できる書類
- （個人事業主の場合）所得税の確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類
- 振込先口座の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義人が確認できるもの）

第2号様式

船橋市事業継続支援助成金交付可否決定通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

申請のあった船橋市事業継続支援助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

船橋市事業継続支援助成金交付決定取消通知書

号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けの船橋市事業継続支援助成金の交付決定については、  
下記理由により取り消しましたので、船橋市事業継続支援助成金交付要綱第7  
条の規定により通知します。

記

取り消しの理由

第4号様式

船橋市事業継続支援助成金返還命令書

号  
年 月 日

様

船橋市長

船橋市事業継続支援助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
助成年度			
交付決定額	円		
既交付額	年 月 日 交付 _____円		
	計 _____円		